

公益社団法人日本地震工学会 倫理綱領

2012年12月7日制定

日本地震工学会は、会員相互の協力によって地震工学および地震防災に関する学術・技術・教育の進歩・発展をはかり、もって地震災害の軽減に貢献することを目的とする。

日本地震工学会の会員は、

1. 安心して地震に対応できる安全で豊かな社会を目指し、社会に貢献する。
2. 自然との共存を大切にし、地球環境に配慮した社会の持続的発展に寄与する。
3. 伝統文化を尊重し、さらに文化の発展につくす。
4. 基本的人権を尊重し、他者の生命・健康・プライバシーおよび尊厳を守る。
5. 品格を保ち、法を遵守した責任ある行動をとる。
6. 国内外の学術・技術の情報交換を積極的に行う。
7. 自己研鑽に励み、高い学術・技術を保持し、会員相互の協力を惜しまない。
8. 本会の定める倫理綱領に従って行動し、率先してこの綱領を遵守する。

附則

- 1) この綱領は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から運用される。
- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。